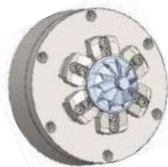


— ご存知ですか、中小企業経営強化税制 —

弊社製品を導入する際に受けることができる、2つの税制優遇措置をご紹介します。

特に【中小企業経営強化税制】（A類型）は「生産性向上設備（A類型）」導入時のみに高い優遇措置を受けることが可能な制度です！



弊社取扱いブルーフォトン・特殊QCダイアフラムチャック（8インチ）導入時にこの優遇措置が適用され、**大変お得に設備投資が可能**です！

【中小企業投資促進税制】

【中小企業投資促進税制】は、機械装置などの設備を取得や製作等をした場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除（※税額控除は個人事業主、資本金3,000万円以下の法人が対象）が選択適用できます。

対象者	青色申告書を提出する ・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、組合等） ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主
対象設備	機械及び装置【1台又は1基の取得価格が160万円以上】等
優遇措置	・ 資本金1億円以下の法人⇒特別償却30% ・ 資本金3,000万円以下の法人/個人事業主 ⇒特別償却30%又は取得価額の7%の税額控除

- ※1 税額控除額は、その事業年度の法人税額または所得税額の20%までが上限となります。
なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。
- ※2 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

【中小企業経営強化税制】（A類型）

「生産性向上設備（A類型）」を導入する際に【中小企業投資促進税制】よりも高い税制優遇を受けることができる制度です。

ブルーフォトン、特殊QCダイアフラムチャック（8インチ）を導入される際にこの税制優遇措置が適用されます！

適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等



資本金もしくは出資金が
1億円以下の法人



常時使用する従業員数が
1,000人以下の法人・個人事業主



協同組合等

適用期間

令和7年3月31日まで

※ただし以下の法人は対象外
①同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人 ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人 ③前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

（令和5年4月1日現在法令等に基づきます。）

優遇内容

即時償却^{*1} 又は
取得価額の10%税額控除^{*2}（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）

即時償却



設備投資



設備投資費用を事業
供用年度に全額損金
（経費）として計上

又は

税額控除



資本金が3,000万円以下の
法人または個人事業主

10%
税額控除



資本金が3,000万円超
1億円以下の法人

7%
税額控除

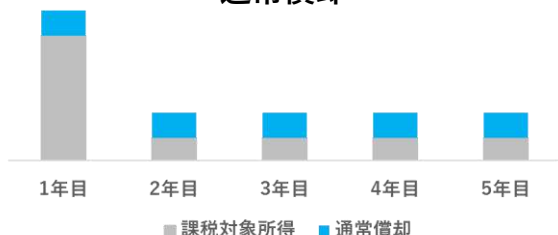
*1 即時償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

*2 税額控除限度額はその事業年度の法人税額の20%が上限です。
（税額控除限度額を超える金額は翌事業年度に繰り越すことができます。）

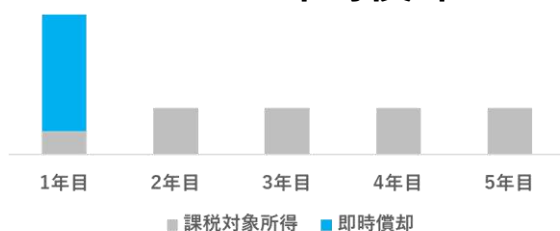
【即時償却とは】

設備投資にかかった費用を、設備の事業供用年度に全額損金（経費）として計上できる制度です。その年の課税所得が減るため、その年に納める法人税額を減らすことができます。

通常償却



即時償却

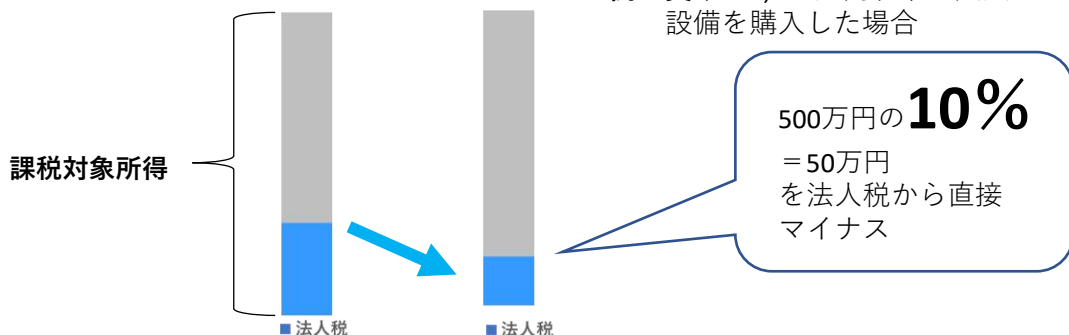


設備を購入する年度に一時的な利益が出る場合に、課税所得を減らすことが可能

【取得価額の税額控除とは】

設備投資にかかった費用の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人：7%）を法人税から直接マイナスできる制度です。

例 資本金3,000万円以下の法人が500万円の設備を購入した場合



課税所得にかかる法人税から、設備投資に応じた額を直接マイナス可能

生産性向上設備（A類型）の要件

- ①一定期間に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）
- ②生産性効率、エネルギー効率、精度などが旧モデルと比較して、年平均1%以上向上している設備

設備の種類	取得価額要件 (1台又は1基の取得価額)	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物付属設備	60万円以上	14年以内
ソフトウェア	70万円以上	5年以内

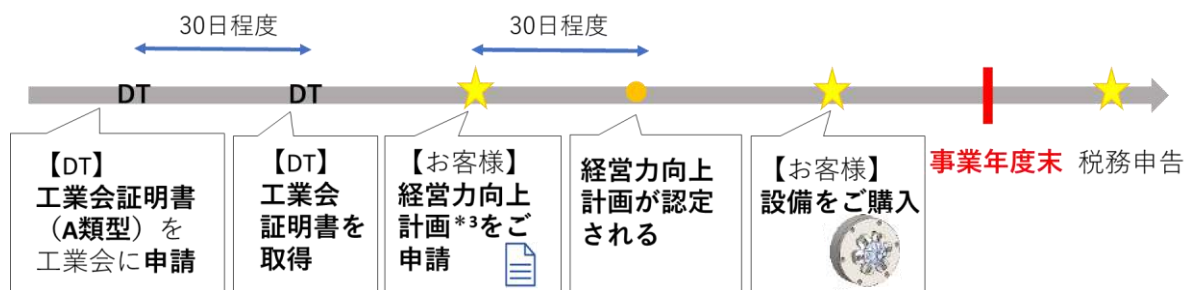
【その他の要件】

- ・国内への投資であること
- ・中古資産/貸付資産ではないこと 等

制度ご利用の流れ

【中小企業経営強化税制】の適用を受けるためには以下が必要となります。

- ・弊社が工業会からお客様ご購入品専用の証明書を工業会より取得
- ・お客様が「**経営力向上計画**」*3の認定を事業分野別主務大臣より受けられる

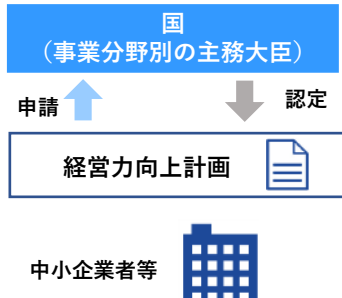


*工業会証明書取得には通常約1か月かかります。税制優遇をご検討の際はお早めに弊社担当までご相談をお願いいたします。

【経営力向上計画*3とは】

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理などのマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上させるために実施する計画です。

「経営力向上計画」を認定された事業者は**税制優遇以外に低金利での融資支援や信報保障などの措置により、資金調達がスムーズになる支援など**を受けることができます。



制度をご利用されての製品ご購入に関しては[こちら](#)、または弊社担当営業までお問い合わせください



● **世界唯一のUV硬化式クランプシステム**
5面（最大6面）加工が可能
【工程集約】

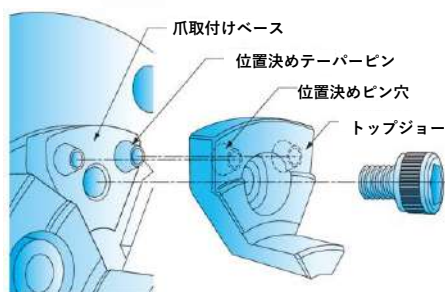
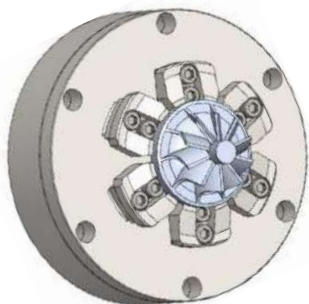
● **加工精度の向上**
難削材・脆弱材・複雑形状で固定し辛いワークを歪ませずに高精度加工が可能
【ワンランク上の加工】

● **コストの削減**
・設計にかかる時間や経費削減
・ワークの捨てボスを大幅削減
・各構成部品は再利用可能
【コスト削減・高効率化】

* 製品詳細は弊社 [ブルーフォトン専用ページ](#) へ



特殊QCダイアフラムチャック (8インチ)



● **多品種、少量生産に最適**

マシンの稼働率及び、精密加工部品のコストダウン

● **エアシリンダ内蔵 8インチサイズの高精度ダイアフラムチャック**

パームチャックのラインナップには無い、8インチのQC（クイックチェンジ）爪仕様をお客様のワークに合わせて特殊に設計

● **爪交換QC（クイックチェンジ）タイプ**

2本の位置決めテーパピンにより、高精度を保ったまま爪交換の段取り替え時間を大幅に短縮可能

● **4層タイプで着座センサとスルークーラント併用可能**

* 4インチ、6インチサイズの爪交換QCタイプはパームチャックでご用意しております。（パームチャックは「生産性向上設備 (A類型)」の対象商品ではございません。）

制度をご利用されての製品ご購入に関しては[こちら](#)、または弊社担当営業までお問い合わせください。

